

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

J-LODlive (キャンセル料支援)

①公演用

補助金ご利用の手引き
補助金公募要項

Version2(2021.3.15)

本書の内容は予告なく変更される事があります

この書類について

本書には、この補助金を活用するうえで必要となる、条件、要件、手続のルールや、やらなければいけないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進するうえで大切な事項が、網羅的に記載してあります。事業者の皆様は、本書をよくお読みになり、補助金を有効にご活用ください。また本書は不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや事務局からのメールマガジン等で、本書の改訂情報にもご注意ください。万が一、各種説明会等や報道等と、本書の表現や解釈が異なる場合は、本書の最新版の記載事項が優先されます。

この補助金の交付については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」およびその他の法令の定めによるほか、この補助金公募要項の定めるところによります。

目次 01

02	はじめに
03	用語集
04	実施期間
06	対象となる公演
07	「措置期間内」について
08	緊急事態宣言が早期に解除される場合について
09	「日本発のコンテンツの公演」について
10	「開催を自粛した主催者」について
11	「自粛した公演」について
12	「イベント開催制限の目安」について
13	コンサートツアーを延期・中止した場合について
14	実施すべき事業
15	掲出情報
17	補助率・補助上限額
19	申請可能件数
20	補助対象経費
28	事業の流れ
29	申請
44	審査
45	採択・交付決定
48	確定検査
51	注意事項

制度説明

手続関連

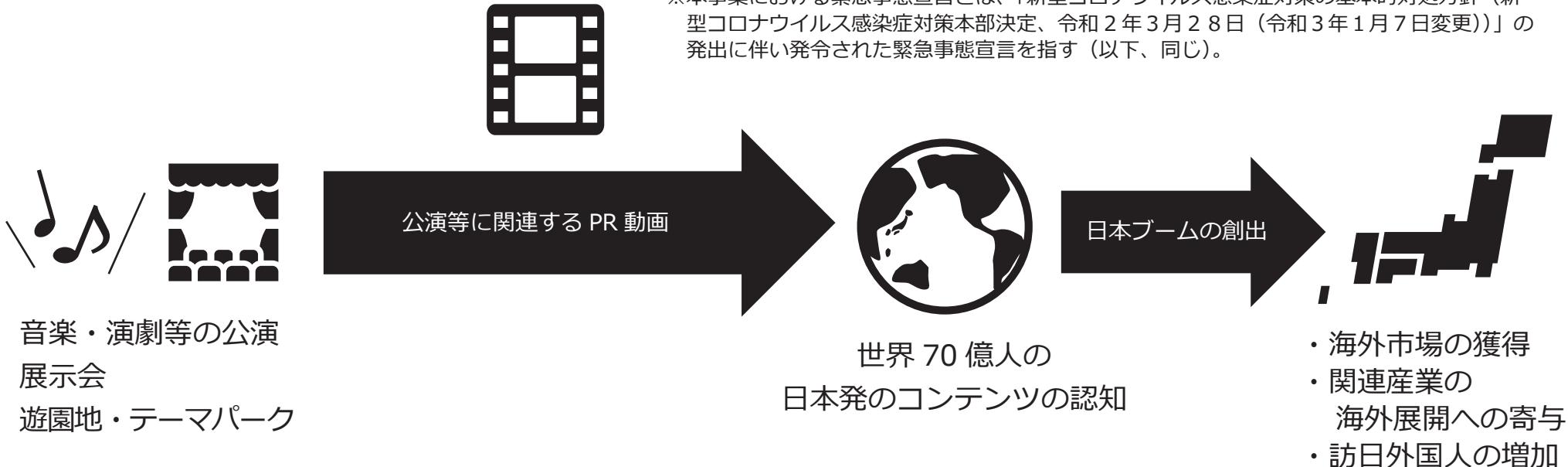
02 はじめに

この補助金の目的

この補助金は、令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を活用し、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

国内外の新型コロナウイルス感染拡大により日本発のコンテンツの海外展開のプロモーションの機会が失われていることを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））の発出に伴い、緊急事態宣言発令地域及び事務局が定める地域において、音楽、演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条ないし第11条に定める文化芸術分野をいう。）の公演、展示会、遊園地及びテーマパーク（以下、「遊園地等」という。）の開催等を延期・中止し、当該公演や展示会、遊園地等の内容に関連する素材を使用した動画の海外向けデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業者に対し、補助金を交付することによって、日本発のコンテンツの海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげることを目的とする。

※本事業における緊急事態宣言とは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））」の発出に伴い発令された緊急事態宣言を指す（以下、同じ）。



本書で使われる用語は以下のように定義します

補助金

本補助金は政府の令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を事業者に間接的に補助するものです。

事業・事業者

本補助金の補助を受けて実施する事業を「間接補助事業」といい、本書においては「事業」と呼びます。また、その事業を行う事業者を「間接補助事業者」といい、本書においては、「事業者」と呼びます。

事務局

経済産業省より「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」の交付を受け、補助金の募集や交付を行う組織を事務局といい、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事務局がその任を担っています。本書においては、「補助金事務局」または「事務局」と呼称します。

外部審査委員会

事務局から独立した組織として、4名以上10名未満の有識者により構成されている審査委員会です。応募された事業について、採択等審査や、ルールや基準を適正化するために諮問を行う機関としての役割を担っています。

対象経費

事業で使われる経費には補助金の「対象経費」と「対象外経費」があり、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。したがって応募にあたっては本書の対象経費の項をよく読み、事業計画をたてるようにしてください。
対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。

補助率

定額（補助対象経費（実際に要した費用）の100%）

応募

本補助金を利用したい申請者が必要書類を整えて提出することをいいます。WEB上で応募ができる申請システムではエントリーとも呼びます。原則、隔週金曜日に締め切ります。

採択・不採択

申請された事業は、順次審査委員会に諮られ採択審査により「採択」か「不採択」が決定します。また、採択にあたり条件が付されることもあります。隔週金曜日に締め切り、締め切りから2週間後の金曜日までに審査結果を通知します。

交付申請・交付決定

採択された事業者に対し、事務局が交付決定通知書を発行します。同通知書の日付が交付決定日となります。

事業完了

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終え、実績報告書を提出する事です。事業完了日は、原則として、交付決定日から60日以内とします。

事業完了日までに支払われた経費のみが補助の対象になります。

事業期間

交付決定日から事業完了日までを事業期間といいます。

確定検査・額の確定

実績報告を検査し、採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。事業で発生した成果物や、請求書・支払証明等の証憑類は、この時にチェックします。検査の結果に基づき、補助金の支払額を確定し、通知します。

補助金の請求・支払

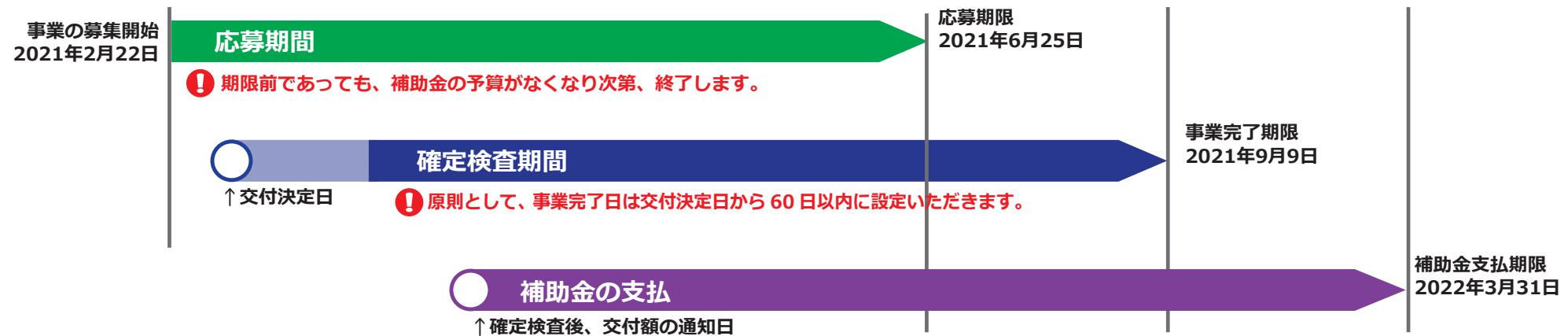
補助金の額の確定を受けた事業は、精算払請求書を作成して事務局に補助金を請求します。事務局は精算払請求書を受理したら、最長20日、最短10日でお支払いします。
(毎月10日, 20日, 30日に締め切り、それぞれ20日, 30日, 翌10日に振込みます)

04 実施期間

この補助金事業の実施期間

この補助金事業の実施期間は、2021年2月22日より2022年3月31日までとなっています。

補助金の応募期限、事業完了期限、補助金の支払い期限は、それぞれ下記の通り設定されていますのでご注意ください。



応募締切スケジュール

原則、隔週金曜日に応募を締め切ります。

※2021年6月25日が最後の締め切りです。

2021年4月23日の次の締切日は、2021年5月14日となります。

○印・・・締切日です。

2月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				

3月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			

4月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30		25	26	27	28	29	30	

5月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	23	24	25	26	27	28	29
30	31						30	31					

6月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30				27	28	29	30			

原則、締切から2週間後の金曜日までに採否を連絡します。

※2021年4月23日締切り分については、2021年5月14日までに採否を連絡します。

06 対象となる公演

緊急事態措置区域等※1 で、措置期間内※2 に開催予定であった日本発のコンテンツの公演※3 のうち、開催を自粛（延期・中止） した主催者※4 が、その自粛した公演※5 1件に対して、1件の申請が可能となります。

※1 対象地域 <2021年3月15日時点>

令和3年1月7日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県

※ただし、緊急事態措置区域を開催予定地に含むコンサートツアーを延期・中止した場合は、緊急事態措置区域外の地域が開催予定地の場合でも対象になる場合があります（詳細 13 頁をご確認ください）。

※「緊急事態措置区域」とは、緊急事態措置を実施すべき区域を指します。

※緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県におけるイベント開催制限の目安については 12 頁をご確認ください。

※2 「措置期間内」の考え方

対象地域毎に、下記対象期間内に実施予定であった公演が申請可能です。<2021年3月15日時点>

緊急事態措置区域		
公演実施場所	対象となる公演	発注時期
東京都、神奈川県、 埼玉県、千葉県	・2021年1月8日～2021年2月7日の公演	・緊急事態宣言発令（1月7日）以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の公演	・期間延長決定（2月2日）※1以前
	・2021年3月8日～2021年3月21日の公演	・期間延長決定（3月5日）※2以前
岐阜県、愛知県、 京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県	・2021年1月14日～2021年2月7日の公演	・緊急事態宣言発令（1月13日）以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の公演	・期間延長決定（2月2日）※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月11日の公演	・事務連絡発出日（2月26日）※3以前
栃木県	・2021年1月14日～2021年2月7日の公演	・緊急事態宣言発令（1月13日）以前
	・2021年2月8日～2021年4月11日の公演	・事務連絡発出日（2月26日）※3以前

※1 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することが決定された日を指します。

※2 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することが決定された日を指します。

※3 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県に対する催物の開催制限の目安期間について、【緊急事態宣言解除から原則4月11日まで】とされた事務連絡（内閣官房新型コロナウィルス感染症対策推進室長）の発出日を指します。

08 緊急事態宣言が早期に解除される場合について

緊急事態宣言の延長期間内における延期・中止公演を申請資格として申請する場合、以下の点にご留意ください。

- 当初の延長期間の終了予定日よりも前に解除宣言が発令された場合、当該解除宣言の発令前に延期・中止の意思決定※を行った公演のみが対象です。解除宣言の発令後に、延期・中止の意思決定を行った公演は、本事業に申請できません。
- 解除宣言の発令前に延期・中止の意思決定を行った公演（当初の延長期間内に開催予定だった公演）は、解除宣言後も、本事業への申請が可能です。（応募期間内に申請してください。）

※ 「延期・中止の意思決定」の考え方（意思決定時点の確認方法）

主催者が、実施予定であった公演を「延期または中止」とする旨、解除宣言よりも前に対外的に発信したことを証明する証憑を「公演延期等確認書」と併せてご提出ください（様式自由）。具体的には、次のようなものを想定しています。

- * プレスリリース、チケット保有者向け延期・中止案内など、公演参加者に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体
- * 発注先事業者、関連事業者、出演予定者、プレイガイドなど、主催者法人から公演関係者に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体

※3 「日本発のコンテンツの公演」の考え方

- 日本発とは、以下の(1)または(2)に該当するものをいいます

(1) 日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ
(例えば、音楽コンサートの場合には、セットリストの楽曲を作詞・作曲それぞれでカウントし、過半数を日本国民が行う予定だった)

(2) 日本国民がその実演に主体的に関与する予定だったコンテンツ
(例えば、主役、演出家、舞台監督、制作監督、プロデューサーもしくはステージマネージャーまたはこれらに準ずる者が日本国民の場合や出演者の過半数が日本国民)

ただし、伝統芸能、芸能分野のコンテンツにおいては、上記の制限はありません。また、形式的に上記の例示に該当する場合においても、ただちに「日本発のコンテンツ」に該当すると判断されるわけではなく、公演の広報内容等諸般の事情を考慮し、審査委員会において「日本発のコンテンツ」該当性が判断されます。
※法令または公序良俗に反する事業は対象になりません。

- 「コンテンツの公演」とは

コンテンツ全般（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第11条に定める文化芸術分野）のうち、公演を実施する予定であった分野を対象としています。

音楽

ポップス／ロック

歌謡曲／演歌

アニメ

ジャズ

クラシック

演劇

演劇

ミュージカル

舞踊

伝統芸能

歌舞伎

雅楽

能楽

文楽

組踊

芸能

落語

漫才

講談

漫談

浪曲

歌唱

10 「開催を自粛した主催者」について

※4 「開催を自粛した主催者」の考え方

- 主催者とは、チケット券面上の主催者ではなく、主要な費用を負担し当該公演のリスクを負っている法人をいいます。
- なお、共同出資（製作委員会を含む）の場合には、本補助金の申請者となる主催者について、出資者全員の合意が必要です。その際は、申請資格保有合意書を提出ください。

※法人とは、具体的には以下の通りです。

- (1) 日本の法令に基づき設立された法人 (非営利法人を含む)
- (2) 地方自治法で定められた地方公共団体

※5 「自粛した公演」の考え方

- 緊急事態措置期間内に開催予定であった公演を延期・中止し、公演開催地域における緊急事態措置期間（延長含む）前に、一部または全部の費用を発注した公演を対象とする。
- 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県については、令和2年12月23日発出の事務連絡（次頁参照）より引き続き厳しいイベント開催制限が課されている、公称座席数20,000人以上の会場において実施予定であった延期・中止公演を対象とし、発注時期については、上記と同様とする。

（発注時期の詳細は7頁を参照）

【対象】 *有観客で予定していた公演を、緊急事態宣言を理由に完全に延期・中止した場合
(鑑賞料の有無は問いません)

【対象外】 *有観客で予定していた公演について、同日かつ同会場で観客数を減らしての実施や、
無観客ライブ配信の形で実施した公演（中止したことにならないため）
*無観客公演の延期・中止
*商業施設への集客を目的とする公演
*企業・団体の社員・職員の福利厚生を目的とする公演

*収容人数や公演形態を変更して実施した場合は、会場又は日程が変更されなければ本事業の対象にはなりません。

12 「イベント開催制限の目安」について

(参考) イベント開催制限の目安についての比較

2020年9月19日から 2021年2月末まで ※1 収容率と人数上限でどちらか 小さい方を限度	<大声なし> 50%以内（収容人数あり） 又は 密にならない程度の間隔（収容人数なし） ----- <大声あり> 50%以内（収容人数あり） 又は 十分な人ととの感覚（1m）（収容人数なし）	<収容人数 10,000人超> 収容人数の50% <収容人数 10,000人以下> 5,000人
緊急事態宣言解除から 原則4月11日まで ※2	<大声なし>※3 100%以内 ----- <大声あり>※4 50%以内	5,000人又は収容定員50%以 内のいずれか大きい方 ※上限 10,000人

※ 1 事務連絡：令和2年12月23日「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」の「(別紙)これまでのイベント開催制限の変遷(イベント開催制限の段階的緩和)」(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)

※ 2 事務連絡：令和3年2月26日「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の「(別紙2)イベント開催制限等の段階的緩和について」(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

※ 3 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

※ 4 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。

コンサートツアーを延期・中止した場合について

令和3年1月7日以降、緊急事態措置区域を開催予定地に含むコンサートツアーを延期・中止した場合は、以下の要件をいずれも満たす場合に限り、コンサートツアーを構成する公演が中止となった場合、当該公演が緊急事態措置区域以外でも、キャンセル料支援の対象となります。

- コンサートツアーを構成する全ての公演を延期・中止した場合
- 令和3年1月7日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県において開催予定だった公演の合計収入予定額が、ツアー全体の収入のうち、50%以上を占める場合

※延期・中止したコンサートツアーの開催予定日は、令和3年1月7日以降であれば、緊急事態措置期間である必要はありません。

※コンサートツアーを延期・中止した場合の申請は、コンサートツアー用の支出計画書を使用してください。

※また、地方自治体のイベント開催制限に関する書類も併せてご提出下さい。

14 実施すべき事業

日本発のコンテンツの海外展開というこの補助金事業の目的に沿い、緊急事態措置期間内に開催予定であった延期・中止公演に関連する内容の PR 動画を制作し、海外に発信する事業

● 内容

- ✓ 中止・延期になった公演に関連する内容の PR 動画とは、主要な出演予定者など、原則、実演家が登場する動画であること
(例: 主要な出演予定者の実演動画、メッセージ動画、稽古動画など。主要な出演予定者が関わる 過去に他のイベントで制作した動画の活用も含む。)
※字幕や音声のみで表現されている動画は対象外となります。

● 本数

- ✓ 1申請につき 1本制作・配信することが原則です。
- ✓ 複数の公演を実施する予定であった場合には、公演の内容が同一であれば、同一の動画を 1つ作成することで、各申請について動画を制作・配信したとみなします。(※提出の際は 50 頁を参照)

● 時間

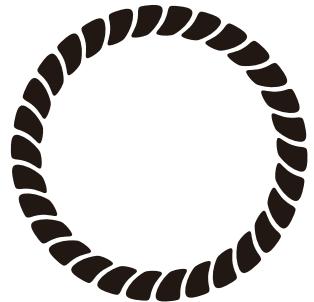
- ✓ 動画の長さは最低 5 分以上 (上限なし) とします。

● 配信方法・期間

- ✓ 動画は、展開先の国・地域の居住者が無料で視聴できる媒体 (会員登録が必要な場合も含む) で配信する必要があります。
- ✓ 動画の配信期間は、配信日から原則 1 年以上とします。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります (一切配信しないことは認められません)。

●掲出情報

- ✓ロゴマーク及び実演家名を動画内に掲出する必要があります。(ロゴマークの掲出要領は下記参照)
- ✓動画内に編集によって掲出する実演家名の文字情報は、展開先の国・地域の公用語（ワールドワイドの場合は英語のみでも可）で表記する必要があります。ただし、海外展開のためのプロモーションの観点から有効である場合には、日本語の併記も可能です。
- ✓出演者のプロフィール、あらすじ、公演名などの掲出も推奨されます。なお、コンテンツの分野によってはコンテンツの内容を伝える字幕の掲出も推奨されます。
- ✓動画内における各情報の掲出方法（秒数、サイズ、位置等）は問いません。

ロゴマーク概要	掲出ルール 掲出位置									
<p>補助金を受けて制作・配信する動画の最後に本ロゴマークを「止め画」として掲出ください。ただし、掲出媒体・配信媒体のルール等により、困難な場合は、可能な限り後ろの位置に掲出してください。</p>  <p>JAPAN content</p> <p>この部分はコンテンツのジャンルにより事務局が指定する選択肢の中で選択が可能です</p>	<p>原則として動画の最後に掲出してください。</p> <p>〈基本形〉</p> <p>本編</p> <p>エンドクレジット</p> <p>掲出時間(赤枠部分) 推奨3秒 最短1秒</p>									
	<p>カラーバリエーション</p> <p>3パターンのいずれかとします</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">基本形 (白地に黒)</td> <td style="width: 33%;">着彩形 (白地に赤)</td> <td style="width: 33%;">反転形 (黒地に白)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>JAPAN content</td> <td>JAPAN content</td> <td>JAPAN content</td> </tr> </table>	基本形 (白地に黒)	着彩形 (白地に赤)	反転形 (黒地に白)				JAPAN content	JAPAN content	JAPAN content
基本形 (白地に黒)	着彩形 (白地に赤)	反転形 (黒地に白)								
JAPAN content	JAPAN content	JAPAN content								

16 掲出情報

- 共通

Japan Content

●Japan Contentではなく個別の分野の名称を表記する場合は、下記のいずれかを使用してください。

JAPAN
music

JAPAN
pop

JAPAN
rock

JAPAN
enka

JAPAN
anison

JAPAN
jazz

JAPAN
classical music

JAPAN
theatre

JAPAN
musical

JAPAN
dance

JAPAN
kabuki

JAPAN
gagaku

JAPAN
noh

JAPAN
bunraku

JAPAN
kumiodori

JAPAN
rakugo

JAPAN
manzai

JAPAN
kodan

JAPAN
mandan

JAPAN
rokyoku

JAPAN
kasho

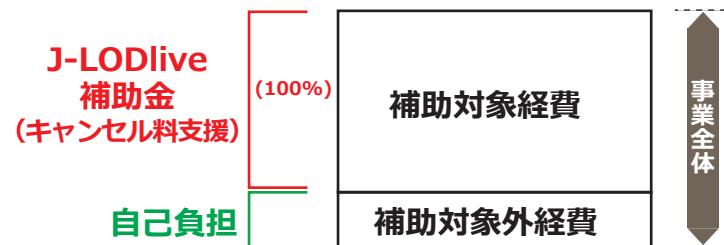
※すべて専用のフォントを用意していますので、交付決定後に
補助金特設ウェブサイトよりダウンロードしてください。

<例>



1. 補助率

定額（補助対象経費（実際に要した費用）の 100%）



2. 補助上限額

1 件あたり 2,500 万円です。

※下限はなく、少額の案件についても対象となります。

※PR 動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっています。

(1) 交付決定額が 150 万円以上の場合：

交付決定額の 20% を上限とする。（ただし、上限 150 万円）

(2) 交付決定額が 150 万円以下の場合：

上限 30 万円とする。

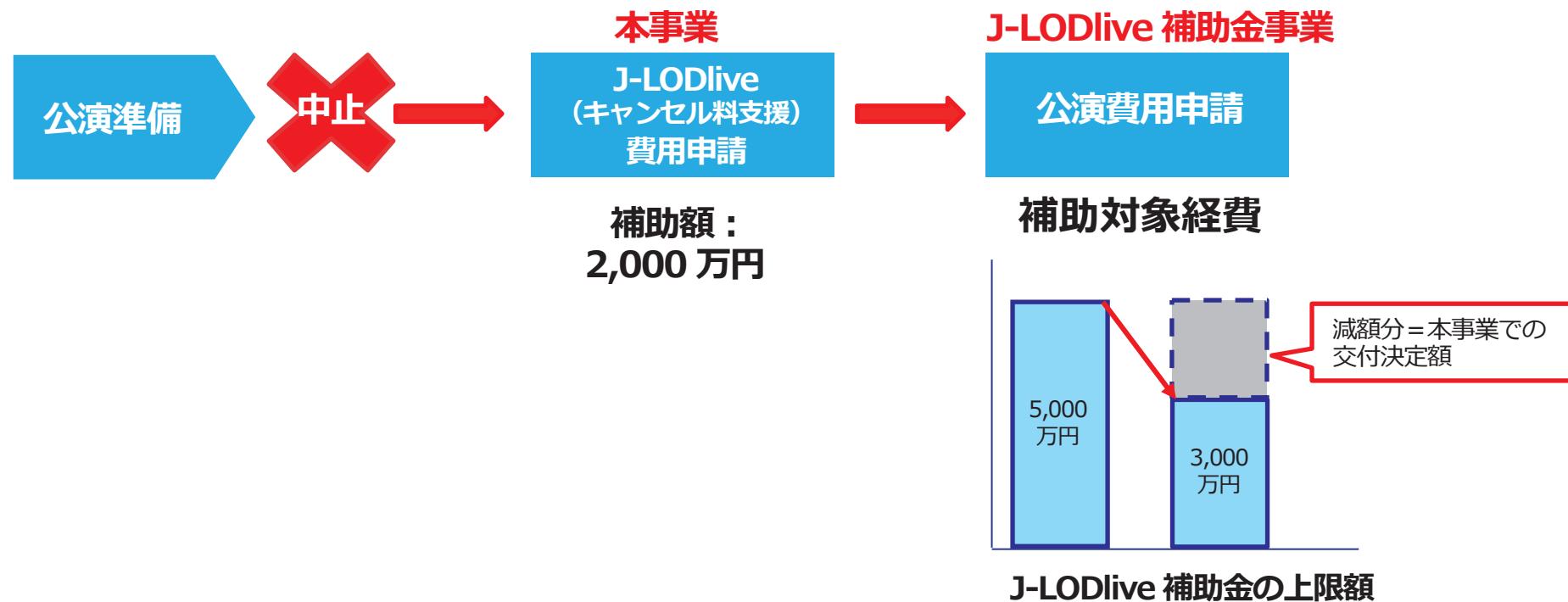
※次頁もご確認ください。

18 補助率・補助上限額

本事業で採択され、キャンセル料相当分の補助金を受け取った延期・中止公演を申請資格として J-LODlive 補助金事業に申請した場合の、J-LODlive 補助金事業の補助金の上限額は、5,000 万円から本事業の支払い額を差し引いた額となります。

(例) 本事業で支払われた補助額が 2,000 万円の場合、J-LODlive の上限は 3,000 万円

※既に、緊急事態措置期間内の延期・中止公演を申請資格として、J-LODlive 補助金に申請をしている場合、キャンセル料支援事業と J-LODlive 補助金事業の交付決定額の合算値が上限 5,000 万円以内となるよう支払額の調整を行います。



※J-LODlive 補助金事業についての詳細は、「J-LODlive 特設サイト」(<https://j-lodlive.jp>) 内の「公募要項」を参照ください。

- 緊急事態措置区域で、措置期間内※に開催予定であった日本発のコンテンツの公演のうち、開催を自粛（延期・中止）した主催者が、その自粛した公演 1 件に対して、1 件の申請が可能となります。

※1 詳細については 7 頁参照

<公演 1 件のカウントの考え方について>

公演数のカウントの単位は、販売チケット別のステージ数となります。

例) 同じ演目の公演を 1 日に昼と夜 2 公演（2 ステージ）、3 日間で合計 6 公演（6 ステージ）実施し、それぞれ異なるチケット（一つのチケットで、一つのステージしか鑑賞できない）を販売した場合：合計 6 件申請可能

<ご注意>

- 令和 2 年度 3 次補正予算「ARTS for the future!」との重複支援を避けるため、公演の内容、出演者・スタッフが異なる場合等、総合的に判断した結果、異なる公演と審査された場合を除き、同一公演等に対して両事業から支援を受けることはできません。
- J-LODlive 補助金事業すでに交付決定されている案件については、様式 5 による事故報告もしくは様式 4-2 による計画変更届出の手続きを先に実施し、手続き完了後に本事業に申請してください。

20 補助対象経費

補助対象経費

- (1) 開催予定であった延期・中止公演について、開催しなくても発生してしまった費用※
 - (2) 開催予定であった延期・中止公演に関連する内容の PR 動画の制作・配信費用
- ※詳細な費目については次頁をご確認ください。

延期・中止公演に関するキャンセル費用の考え方

- キャンセル費用は「開催予定だった延期・中止公演について、開催しなくても発生してしまった費用」の実額です。

※発注時の金額とキャンセル費用の金額が異なる費用の場合

キャンセル費用用に新たに発注書を作成する必要はなく、当初の発注書を添付してください。
(発注書に記載されている当初の発注額と、請求書に記載されているキャンセル費用の額面に
差異があったとしても、最終的に支払い証憑によってキャンセル費用の実額を確認し、支
払いを行うため、新たに発注書を作成する必要はありません。)

※緊急事態措置期間と期間外とで日程がまたがって実施する公演について、キャンセル費用が
発生した場合

期間内の延期・中止公演に関するキャンセル費用のみが対象となります。

(例：1月5日～10日の公演が延期・中止となった場合、1月8日～10日の延期・中止
公演に関するキャンセル費用のみ対象。会場キャンセル費用が全6日分として請求
されている場合、按分して算出した3日分の会場キャンセル費用のみ対象。)

(1) 延期・中止公演に関するキャンセル費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料

<制作関係費>

- ✓ 演出関係費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 舞台制作費
- ✓ 舞台スタッフ費
- ✓ 運搬費
- ✓ 交通費・宿泊費
- ✓ 保険料（当該公演に係るものに限る）
- ✓ 公演広告・宣伝費

<会場関係費>

- ✓ 会場施設使用料
- ✓ 付帯設備費
- ✓ 施設維持費（自社所有の場合の会場のみ）
- ✓ 減価償却・固定資産税相当費用
(自社所有の場合の会場のみ)

<運営関係費>

- ✓ 運営スタッフ費
- ✓ チケット販売関係費（払戻し手数料を含む）
- ✓ 光熱水料
- ✓ ライブ配信費
- ✓ 感染予防対策費
(新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査費を含む)
- ✓ 映像収録費

補助対象外経費

- ✓ 楽曲・脚本等の企画・制作費
- ✓ 社内人件費（※23頁参照）
- ✓ 銀行の振込手数料
- ✓ この事業の申請にかかる書面作成代行費
- ✓ この事業の確定検査にかかる経理書面確認費

- ✓ 物販・飲食関係費
- ✓ 交際・接待費
- ✓ 消費税

等

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

22 補助対象経費

(2) PR 動画の制作・配信に関する費用

〈出演関係費〉

✓ 出演料

＜映像制作配信費＞

✓ 映像収録費

✓ 映像制作費

✓ 映像編集費

✓ 翻訳費

✓ 字幕・吹替費

※上限額については下記参照

補助対象外経費

✓ ネット広告以外の広告・宣伝費（CM出稿費、紙媒体（雑誌等）への掲載等）

✓ 社内人件費（※23頁参照）

✓ 消費稅

✓ 銀行の振込手数料

等

※動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっております（17頁より再掲）。

(1) 交付決定額が150万円以上の場合：交付決定額の20%を上限とする。ただし、上限150万円とする。

(2) 交付決定額が150万円以下の場合：上限30万円とする。

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

※なお、過去の動画の収録費、制作費、編集費等は補助対象外経費となります。過去の動画を活用し、新たに制作・編集等を行う際の費用は対象になります。

事業者の従業員・代表者が演出家や演者等の場合の、補助対象経費となる考え方

- 申請事業者の従業員・代表者が演出家や演者等である場合でも、その支払が、通常の従業員給与・代表者報酬とは区別された、当該公演に対する業務対価であれば、補助対象経費になります。
- その際には、支出計画書において支払先名称の後ろに「個人事業主」であることを明示する等、社内人件費に該当しないことがわかるよう記載ください。
- なお、確定検査時には社内人件費に該当しないことが明確に分かる証憑（契約書、支払いの事実を証明する資料等）が必要であり、申請時に対象経費とされても、確定検査の結果、対象外経費と認定される場合があります。

事業者自身が公演会場を所有している場合の、キャンセル費用の算出方法

1月の公演スケジュール（計 11 公演）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月の公演スケジュール（計 6 公演）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

※ ○の日が公演予定日とする

左記の場合、以下が補助対象経費となる

年額請求となる費用から補助対象経費を算出
例) 減価償却費、固定資産税相当費用等

年間の費用のうち 17 日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\text{補助対象経費} = \text{「費用」} \times 17/365$$

月額請求となる費用から補助対象経費を算出
例) 光熱水費、空調費、(毎日清掃している場合の)月間の清掃費 等

1月の総費用のうち 11 日分と、2月の総費用のうち 6 日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

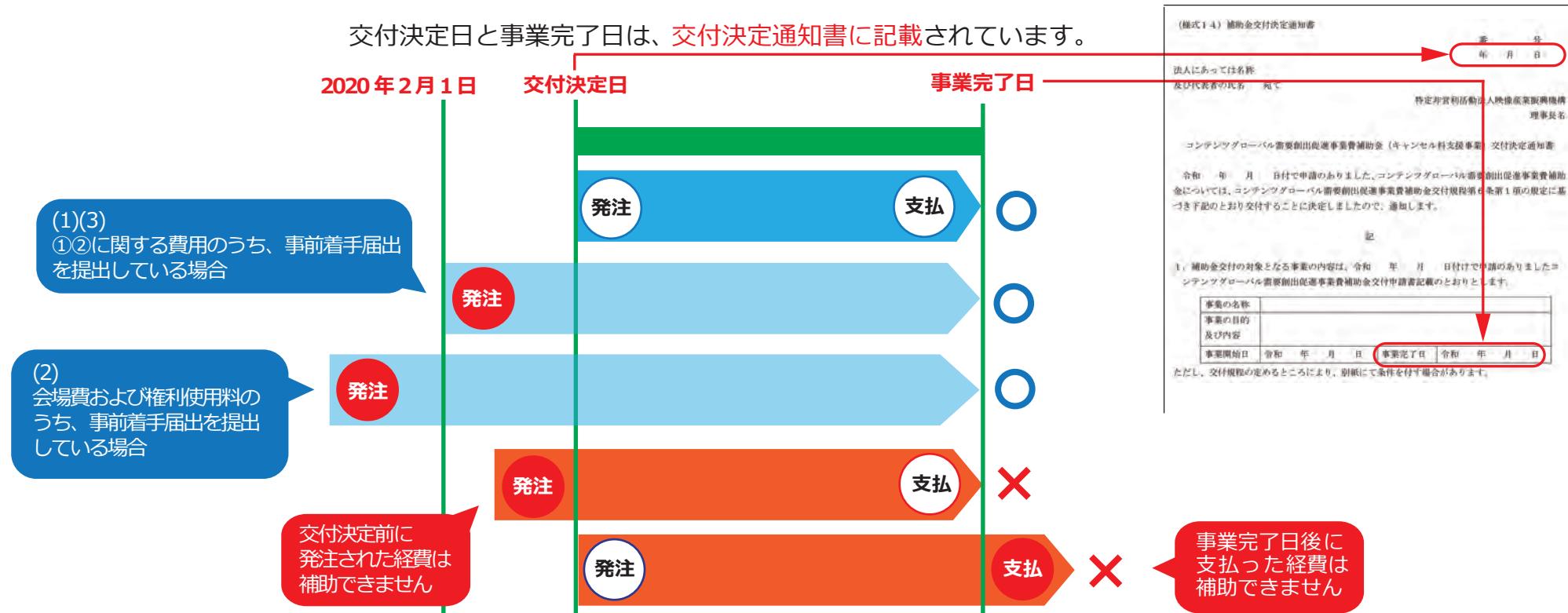
$$\begin{aligned}\text{補助対象経費} &= \text{「1月分の費用」} \times 11/31 \\ &+ \text{「2月分の費用」} \times 6/28\end{aligned}$$

※上記で算出した補助対象経費は、端数切り捨てとしてください

24 補助対象経費

補助対象経費の考え方（事前着手費用について）

- 原則、交付決定後に実施する事業の費用が対象になりますが、本補助金は、自粛により延期・中止した公演のキャンセル費用について支援を行うことから、交付決定日よりも前に発生したもしくは発生を予定している費用（以下「事前着手費用」という。）についても補助対象経費となる場合があります。
- 事前着手費用を申請する場合には、「事前着手届出」および「発注書」を提出する必要があります。申請時に事前着手届出および発注書を提出していない場合の事前着手費用は、原則、対象費用として認めることはできませんのでご注意ください。**
- (1) 「①延期・中止公演に関するキャンセル費用」のうち、2020年2月1日から交付決定日前に発注した費用
(2) 「①延期・中止公演に関するキャンセル費用」のうち、交付決定日前に発注した会場費および権利使用料
(3) 「②PR動画の制作・配信に関する費用」のうち、2020年2月1日から交付決定日より前に発注した費用
- 事業のために申請者自身が支出した経費のみが対象です。



100% 子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益等を排除する必要があります。

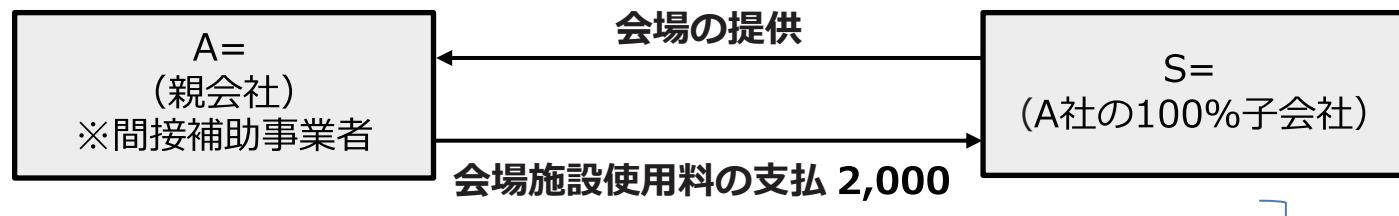
公費で行われる補助である以上、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、以下の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

調達先	利益等の排除の方法	備考
100% 子会社 あるいは 間接的に 100% の 支配権を有する 孫会社・曾孫会社等 (子会社等)	調達品の取引価格が原価以下であると証明できる場合は、その取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい売上総利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。売上総利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。
関係会社等	取引価格が、製造原価と販売費および一般管理費との合計以内と証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい営業利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	「製造原価」および「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明したうえで、その根拠となる資料を用意してください。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。

26 補助対象経費

子会社等から調達を実施した場合の補助金の考え方について

(例) 子会社に会場施設使用料を支払う場合の利益等排除の例



S社の直近年度の売上総利益率が20%の場合、
利益等排除の対象となる金額は、
会場施設使用料 $2,000 \times 20\% = 400$ となり、
利益等排除後の金額は、
会場施設使用料 $2,000 - \text{利益等排除対象 } 400 = 1,600$

利益等排除
過程

補助対象経費 1,600

※子会社が会場施設使用料 2,000 で会場を他社（第三者）に貸し出していたとしても、当該額が補助対象経費の額とはならない。

同じ経費に対して他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。

他の補助金・助成金等を利用する場合には、費目や経費を明確に切り分けてください。

(例) この補助金で映像制作費の補助を受けており、別途ABC基金からの映像編集費を受ける場合



(例) この補助金で会場施設使用料・運営スタッフ費のキャンセル費の補助を受けており、別途XYZ助成金からキャンセル費の助成を受ける場合

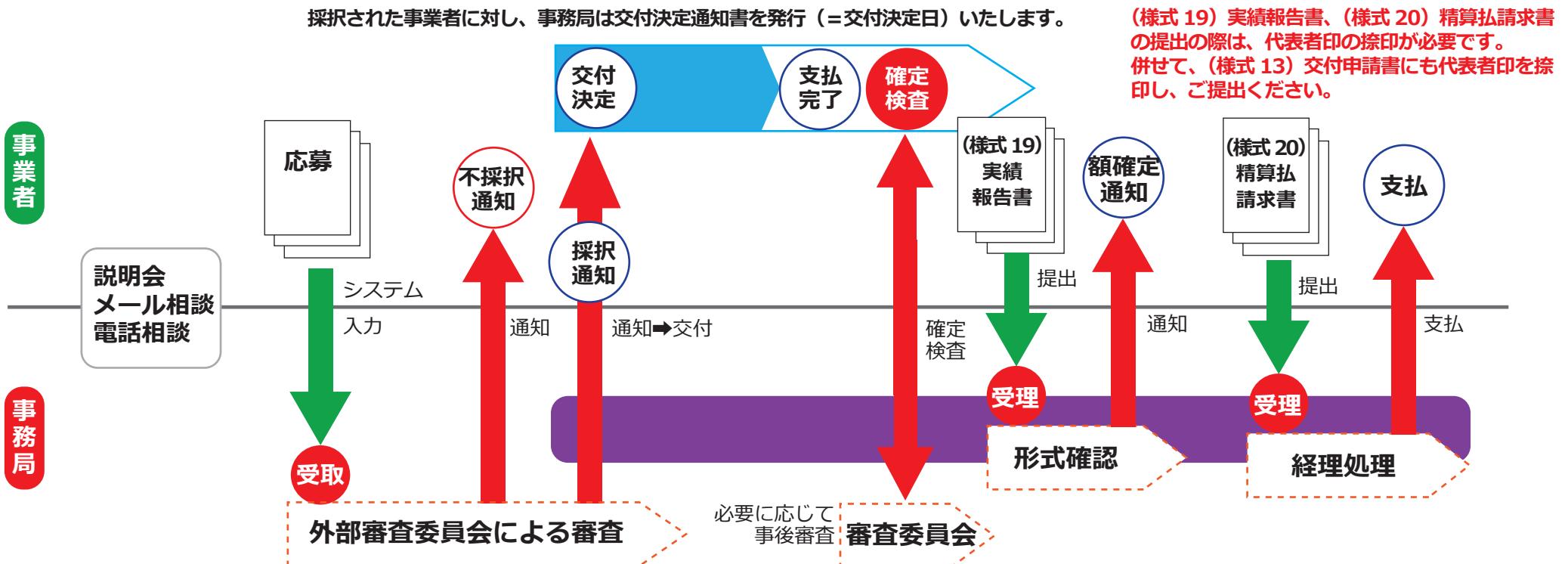


(例) この補助金で交通費・宿泊費のキャンセル費の補助を受けており、別途「Go To Travel キャンペーン」から交通費・宿泊費の助成を受ける場合



※クラウドファンディングや民間が拠出する基金事業などは、他の公的な補助金・助成金等には該当しません。

28 事業の流れ（応募～補助金支払）



最短 10 日、
最長 20 日

本補助金の支払いサイト（10 日、20 日、30 日締め、10 日後払い）



本システムは下記のPC用ブラウザでご利用いただけます。

- ・Google Chrome 最新版
- ・Mozilla Firefox 最新版
- ・Microsoft Edge 最新版
- ・Safari 最新版

J-LODlive(キャンセル料支援) ウェブサイト(<https://cancel.j-lodlive.jp/>)で、
「申請システムはこちら」をクリックしてください。



30 申請

① 誓約事項を読み、チェックの上で最下部にある「次へ」をクリックしてください。

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

① 応募誓約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び条件・条件について正確かつ明確な規定がござりますので、応募前に必ず最新の補助金公募要項をお読み頂いた上で応募して下さい。

② 事業者情報登録
事業登録登録ID(例:TTT)

③ 応募相談情報登録
当該事業登録ID(例:TTT)

補助金公募要項はどちら
下記注意事項を読んだ上、それぞれにチェックして下さい

補助金公募要項をよく読み、本補助金の目的と概要を理解した。

犯人による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力又はこれらの構成員若しくは同係者に該当せず、かつ、これらと社会的に非難されるべき関係を有していない。

応募する事業は新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等の政府若しくは地方公共団体等又はこれらの機関の方針その他の新型コロナウイルス感染症への対策に関する注意事項に反する事業ではない。

応募する事業に法令又は公序良俗に反する事業および本補助金の目的を達成する事業は含まれていない。

上記の他、補助金公募要項の注意事項ページに記載された事項に同意する。

→ 次へ 戻る 一時保存

②-1 「これまでにJ-LODlive補助金に応募したことがある事業者の場合」には、下記リンクから「事業者番号」を調べたうえで、事業者情報の入力をしてください。

The screenshot shows the J-LODlive application interface for 'Content Global Need Creation Promotional Business Fee Subsidy'.

Top Step: A callout box points to the first step: "すでにJ-LODlive補助金システム利用されている事業者様" (Businesses already using the J-LODlive subsidy system). It says: "J-LODlive 補助金に応募したことがある事業者は、一番上にチェックをしてください" (Checkmark if you have applied for the J-LODlive subsidy).

Middle Step: A callout box points to the "事業者登録番号" (Business registration number) input field. It says: "調べた事業者番号をこちらに入力してください" (Please enter the obtained business registration number here).

Bottom Step: A callout box points to the bottom right corner of the page. It says: "すべて入力のうえ、最下部にある「次へ」をクリックしてください" (After entering all information, click the 'Next' button at the bottom right).

Right Side Panel: A blue arrow points from the middle step to a separate window titled "事業者情報編集" (Business Information Edit). This window shows the "事業者登録番号" field filled with "70". Other fields include "事業者名(会社名等)" (Business name), "ID(メールアドレス)" (ID/Email address), "Password", and "ログイン" (Login).

32 申請

②-2 「これまでにJ-LODlive(キャンセル料支援)に応募されたことがある事業様者の場合」には、事業者情報の入力のみしてください。

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

① 応募登録事項
本補助金の対象事業や対象費用及び条件・浜松にJ-LODlive(以下略)がござりますので、応募用に必ず最新の申請用件書類をお読み頂く上での登録をして下さい。

② 事業者情報の入力
事業者情報を入力して下さい。

③ 应募申請情報の入力
応募申請情報を入力して下さい。

すでにJ-LODlive補助金システム利用されている事業者様
 J-LODlive補助金を利用したことがない事業者様（キャンセル料支援への申込みが2回目以降の方）
 J-LODlive補助金を利用したことがない事業者様（キャンセル料支援への申込みも初めての方）

事業者名（会社名等）（公表）*

法人番号*

半角数字13桁

担当者氏名*

担当者氏名（フリガナ）*

全角カタカナ

連絡先電話番号*

担当者郵便番号*

半角数字ハイフン

半角数字ハイフン不要

担当者住所*

担当者住所（建物名、部屋番号）

連絡先メールアドレス*

連絡先メールアドレス（確認）

すべて入力のうえ、最下部にある「次へ」をクリックしてください

戻る 次へ 一時保存

②-3 「初めてJ-LODlive補助金/J-LODlive(キャンセル料支援)に応募される事業者の場合」には、事業者情報の入力、書類の添付をしてください。

The screenshot shows the J-LODlive application interface for 'キャンセル料支援' (Cancel Fee Support). It highlights several key areas:

- Top Step:** A red box surrounds the instruction: "すでにJ-LODlive補助金システム利用されている事業者は、J-LODlive補助金を利用したことがない事業者様（キャンセル料支援への申込みが2回目以降の方）" (If you have already used the J-LODlive support system, select 'Business operators who have not used J-LODlive support (for applications after the second time)').
- Input Fields:** Various input fields are shown for business registration information (法人番号), contact details (電話番号, 代表者名), and website (事業者のウェBSITE).
- Document Upload:** A blue callout box points to the '登記簿謄本' (Registration Book Copy) and '暴力団排除宣言書' (Declaration of Exclusion from Violent Gangs) upload sections, with a note: "書類を添付してください (詳しい次頁参照)" (Please attach documents (Refer to the next page for details)).
- Bottom Step:** A red circle highlights the '次へ' (Next) button at the bottom of the page, with a blue callout box pointing to it: "すべて入力のうえ、最下部にある「次へ」をクリックしてください" (After entering all information, click the 'Next' button at the bottom). The '次へ' button is part of a larger '次へ' (Next) button.

34 申請

「初めてJ-LODlive補助金/J-LODlive(キャンセル料支援)に応募される事業者の場合」には、下記の書類を添付してください。

事業者登録書類

①法人証明書

登記簿謄本

3ヶ月以内に発行された
登記簿謄本を提出してく
ださい。

※所定の業界団体が発行する団体会員証明書、または
団体推薦書で代替できます。
※登記情報提供サービスで取得した情報は本補助金
事業において登記簿謄本として認められません。

②暴力団排除に関する誓約事項

暴力団等の
排除に関する
誓約事項

指定フォームに、代表者
の署名捺印の上、pdfに
して添付してください。

③過去の公演主催の実績（該当者のみ）

過去実績

様式不問

設立1年未満の法人は、
登記簿に記載されている
代表取締役等の個人とし
ての過去の公演主催実績
を提出してください。

③ 申請する情報として、事業の情報、海外に配信する動画の情報、経費等を入力してください。
また申請時に必要な書類を添付してください。

J-LODlive (キャンセル料支援)
令和2年度補正予算コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

店舗契約事務
事業者情報の入力
事業活動情報を入力して下さい。

認算事業情報の入力
記載書類情報を入力して下さい。

①
②
③

【注意事項】
必要な入力が終りましたら、このページの画面下部の「確認」ボタンを押す。確認ページにて「応募」ボタンを押して下さい。
※複数公演を1件にまとめて申請することはできません。必ず1公演につき1件ずつ申請いただくようご注意ください。

J-LODlive (キャンセル料支援) 補助金で申請する事業の実施形態
● 公演 展示会 施設・テーマパーク

申請済み 申請していない

海外配信動画

配信動画に起用予定の主要な出演予定者もしくは実演家名*

長さ(分)*

説明字幕(テロップ等)の言語*

原則、5分以上の長さが必要になります。

内容字幕(コンテンツの内容の翻訳)の有無
● あり なし

動画撮影の戦略や今後の海外展開への意図などを自由に記述してください。

海外発信の詳細

記信プラットフォーム名称* 記信プラットフォームのURL*

事業の総経費

中止・延期間関係経費

動画関係経費

書類(申請書類等)作成経費

補助対象経費

補助率(公表)*
● 100%

補助額(公表)

中止・延期間関係経費 + 動画関係経費 + 書類(申請書類等)作成経費 × 補助率

支出計画書

請求書

事前着手届出

売上書

動画配信関係理由書

下記に同意して応募を行う
採択されたことをもって交付申請する

← 戻る ✓ 確認 → 次へ

必要事項を入力、添付のうえ、最下部にある「確認」をクリックしてください

36 申請

④ ①で誓約して頂いた事項、②の事業者情報、③の事業情報がすべて表示されるので、入力した内容を再度ご確認のうえ、最下部にある「応募」をクリックしてください。

J-LODlive(キャンセル料支援)
令和2年度補正予算コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

応募誓約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前にご確認ください。

補助金公募要項をよく読み、本補助金の目的と制度を理解した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第1号に該当する者又はこれらとの構成員若しくは関係者に該当せず、かつ、これらと社会的に距離を置く者

応募する事業は新型コロナウイルス感染対策の基本的方針（新型コロナウイルス感染症対策の実施方針）又はこれからの関係機関の方針その他の新型コロナウイルス感染症への対応方針に該当するもの

応募する事業には法令又は公序良俗に反する事業および本補助金の目的を逸脱する事業

上記の他、補助金公募要項の注意事項ページに記載された事項に同意する。

事業者情報の入力
事業者情報を入力して下さい。

J-LODlive事業者登録番号	0000	すでにJ-LODlive補助金システム利用されている事業者様
事業者名（会社名等）（公表）	特定非営利活動法人映像産業振興機構	応募事業情報の入力 応募事業情報を入力して下さい。
担当者氏名	松谷 孝征	J-LODlive（キャンセル料支援）補助金で申請する事業について、J-LODlive補助金に申請済みであるか
担当者氏名（フリガナ）	マツタニ タカユキ	申請していない
連絡先電話番号	00-0000-0000	公演
担当者郵便番号	0000000	中止・延期とした公演名
担当者住所	東京都中央区築地4-1-1	テスト申請公演
担当者住所（建物名、部屋番号）	東劇ビル2F	中止・延期とした公演の概要
連絡先メールアドレス	test@vipo.or.jp	コンテンツ分野
連絡先メールアドレス(確認用)	test@vipo.or.jp	公演予定日

入力した内容を最後に確認のうえ、「応募」をクリックしてください

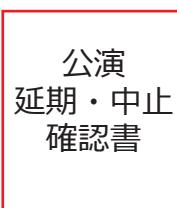
下記に同意して応募を行う
採択されたことをもって交付申請する

戻る 次へ 応募

応募時の添付書類（一部既定フォーマットあり）について

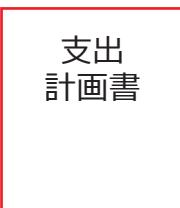
※フォーマットを変更して提出された場合は「書類不備」となりますので予めご注意ください。

①公演延期・中止確認書



主催する公演が中止・延期になった確認書を提出ください。（業界団体、会場運営者等の第三者により発行されたものに限りません）

②支出計画書



申請する費用を支払先ごとに、費目別に記載した計画書を提出ください。コンサートツアーの場合は、専用の支出計画書を提出ください。

③請求書

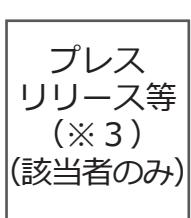
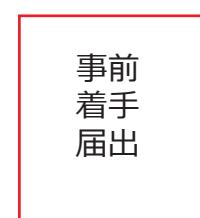


支出計画書に記載する費用の費目毎に請求書（動画制作に関する請求を含んでも良い）を提出ください。



請求書に明細が無い場合は併せて提出ください。

④その他



※キャンセル費用については、申請時に請求書の提出を必須とします。

※ 1 赤枠の「公演延期・中止確認書」「支出計画書」「事前着手届出」「申請資格保有合意書」「動画配信関係理由書」は既定フォーマットを変更せずそのままご利用ください。（ただし、支出計画書の行が足りない場合、行追加は可能とします）

※ 2 キャンセル費用の発注書は、キャンセル用に新たに発注書を作成する必要はなく、当初の発注書を添付してください。
事前着手の届出に記載の経費については、発注書の添付が必須となります。（24 頁参照）

※ 3 緊急事態宣言の延長期間内における延期・中止公演を申請資格として申請される場合、解除宣言の発令前に、延期・中止していたことが分かる書類をご提出ください（様式自由）。

①公演延期・中止確認書

1. 公演延期・中止確認書は1公演につき1枚必要です。同会場で複数回主催する予定だった場合は、複数回公演用の指定フォームを使用してください。代表者名は、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名で足ります。また、代表者印は、当該法人の角印でも許容します。

記入例（1回公演用）

公演延長・中止確認書(1公演用)				M. (シリアル番号欄)
会員名	○○さん			
会員登録番号	山田 太郎			
会員登録日	2023年1月1日			
開場・閉場	開場	17時	閉場	18時
会場名	●●ホール			
会場	東京都 港区 港元町 1-1-1	■■シアター	東京都 港区 港元町 1-1-1	
会場の管理者	法人名・店名	株式会社OOOO	直営	東京都 港区 港元町 1-1-1
会員名	法人名・店名	株式会社OOOO	直営	東京都 港区 港元町 1-1-1
チケット料金(最大料金を含む)		1,000円		
アーティスト名、会員登録日 等の情報		JAZZMAN(アーティスト) 2023年1月1日(月)18時00分開場時刻。●●シアターで実施する公演		
会員登録料金	会員登録料金	株式会社OOOO		
会員登録料金	会員登録料金	株式会社OOOO		
※会員登録料金は会員登録料金の支払い済みの会員登録料金は、会員登録料金を支払った時に				
上記内容に同じ、または、変更になったことを確認しました。				
<p>ご確認をおいたいたい会員(事業者又は団体)の上記公演と同時に、下記掲載する箇所に印を付けてください。</p> <p>□ 既に購入したいたい 会員名(事業者名)又 は団体名</p> <p>●●株式会社</p>				
<p>由申 証字 <u>(代表者印)</u></p> <p>由申 証字 <u>(代表者印)</u></p>				
<p>ご確認をおいたいたい会員(事業者又は団体)の上記公演と同時に、下記掲載する箇所に印を付けてください。</p> <p>□ 既に購入したいたい 会員名(事業者名)又 は団体名</p> <p>□ 5 指定・づけガイドは他の場合、会員との具体的な取扱いを記載ください。 ※50音順、別冊、別刷等、会員登録料金を支払った場合は会員登録料金を支払ってください。</p> <p>※承認後、会員登録料金を支払っている場合は会員登録料金を支払ってください。</p> <p>ご確認をおいたいたい会員(事業者又は団体)の上記公演と同時に、下記掲載する箇所に印を付けてください。</p> <p>□ 既に購入したいたい 会員名(事業者名)又 は団体名</p> <p>□ 5 指定・づけガイドは他の場合、会員との具体的な取扱いを記載してください。</p> <p>※50音順、別冊、別刷等、会員登録料金を支払った場合は会員登録料金を支払ってください。</p> <p>※承認後、会員登録料金を支払っている場合は会員登録料金を支払ってください。</p> <p>ご確認をおいたいたい会員(事業者又は団体)の上記公演と同時に、下記掲載する箇所に印を付けてください。</p> <p>□ 既に購入したいたい 会員名(事業者名)又 は団体名</p> <p>□ 5 指定・づけガイドは他の場合、会員との具体的な取扱いを記載してください。</p> <p>※50音順、別冊、別刷等、会員登録料金を支払った場合は会員登録料金を支払ってください。</p> <p>※承認後、会員登録料金を支払っている場合は会員登録料金を支払ってください。</p>				
<p>株式会社OOOO</p>				
<p>由申 証字 <u>(代表者印)</u></p>				
<p>由申 証字 <u>(代表者印)</u></p>				
<p>由申 証字 <u>(代表者印)</u></p>				

記入例（同一会場複数回公演用）

■延期した公演が複数の場合の実施予定日時

No	実施予定日	実施予定時間
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		

※同一会場複数公演の場合、
指定フォームの別シートに
「延期した公演が複数の場合
の実施予定日時」を記載する
フォーマットを準備していま
すので、そちらを必ず記載く
ださい。

2. 公演延期・中止確認書の作成者は原則以下の通りです。

- ・会場
 - ・プレイガイド

※作成者と公演との関係について、該当する箇所に✓を付けてください。会場・プレイガイド以外の場合は、契約書等、客觀性・第三者性を証明できる証憑を添付のうえ、作成者が確認適格を有することの説明として、カッコ内に具体的な関係（当該公演にどのような関与をするものであるか等）を記載ください。

※申請者の親会社や子会社等の場合は、公演の延期・中止を客観的に確認できる証憑を添付してください。

②支出計画書

指定フォームに、支払い先ごと・請求書ごとに下記を記載してください。
(入力欄を増やすために行を挿入する際は、プルダウンおよび式も併せてコピーしてください)

記入例（1回公演用）

支出計画書					
事業者名	株式会社〇〇	申込・登録した 公演の開催日	2021/2/1	事業管理番号	
公演名	〇〇〇における〇〇〇	補助金提出予定期	2021/4/30	補助率	100%
【キャンセル費用】					
NO	支払者名	費用種別 (支払タクシード車両)	主な経費内容	予定期	備考
1	XXX事業所	出張旅費	出張料	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
2	ヨリヨロラジオ	出張旅費	出張料	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
3	社社	制作旅費	原山宿泊費・舞台製作費・出張料	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
4	社社	制作旅費	福利厚生料	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
5	社社	制作旅費	山東広告・宣伝費	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
6	〇〇ホール	会場旅費	会場費・行楽旅費	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
7	社社	運営旅費	旅券予約料等費	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
8					
9					
10					
(A)キャンセル費用における補助金算定額合計額= -V42,750,000					
【会場の制作・配達に要する費用】					
1	XXX事業所	会場旅費	出張料	VXXXXXX 申込(A) 100,000	
2	社社	会場制作配達費	会場旅費・搬入費・手荷物費	V150,000 併用 補助金支給料 100,000 X 1日 搬入料 50,000 X 1日	
3					
4					
5					
(B)会場の制作・配達に要する費用における補助金算定額合計額= V200,000					
補助希望対象(額額) 経費(A+B)= -V6,000,000 合算計算					
補助希望額(額額) V6,000,000 合算計算 ×千円未満切り捨て					

記入例（同一会場複数回公演用）

支出計画書					
事業者名	株式会社〇〇	申込・登録した 公演の開催日	2021/2/1	公演回数	10
公演名	〇〇〇における〇〇〇	補助金提出予定期	2021/4/30	事業管理番号	
補助率	100%				
【キャンセル費用】					
NO	支払者名	費用種別 (支払タクシード車両)	主な経費内容	予定期	備考
1	XXX事業所	出張旅費	出張料	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
2	ヨリヨロラジオ	出張旅費	出張料	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
3	社社	制作旅費	原山宿泊費・舞台製作費・出張料	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
4	社社	制作旅費	福利厚生料	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
5	社社	制作旅費	山東広告・宣伝費	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
6	〇〇ホール	会場旅費	会場費・行楽旅費	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
7	社社	運営旅費	旅券予約料等費	VXXXXXX 併用 請求書に記載の通り	
8					
9					
10					
(A)キャンセル費用における補助金算定額合計額= -V42,750,000					
【会場の制作・配達に要する費用】					
1	XXX事業所	会場旅費	出張料	VXXXXXX 申込(A) 100,000 申込(B) 100,000	
2	社社	会場制作配達費	会場制作費・会場運搬費・搬入料・手荷物費	V300,000 併用 補助金支給料 100,000 X 1日 会場運搬料 50,000 X 1日 搬入料 50,000 X 2日 手荷物費 50,000 X 2日	
3					
4					
5					
(B)会場の制作・配達に要する費用における補助金算定額合計額= V300,000					
補助希望対象(額額) 経費(A+B)= V48,000,000 合算計算					
補助希望額(額額) V48,000,000 合算計算 ×千円未満切り捨て					
補助希望対象(額額) V4,800,000 合算計算					
補助希望額(額額) V4,800,000 合算計算 ×千円未満切り捨て					

※同じ会場で同じ演目を複数回行う場合、「支出計画書」は「同一会場複数回公演用」を使い、全公演の総費用を計上し、公演回数で案分した費用で申請してください。

※一式表記で計上する費目については、対象経費以外の経費は含まないようにしてください。万が一、対象経費以外の費用が含まれていることが判明した場合は、補助金の支払いを受けた後であっても、交付決定の取消しまたは該当する費用を返還いただことがあります。

コンサートツアーを延期・中止した場合の支出計画書

指定フォームに、支払い先ごと・請求書ごとに下記を記載してください。
(入力欄を増やすために行を挿入する際は、ブルダウンおよび式も併せてコピーしてください)
コンサートツアーの合計収入予定額も併せて記載してください。

記入例（コンサートツアー用）

ツアースケジュール

予定していたコンサートツアーカーの一覧				
#	予定していた 日付	予定していた 開始時間	予定していた 会場の名前	予定していた 会場の公演座席数
1	2021/2/20	18:00	AAA会館	1000
2	2021/2/21	18:00	AAA会館	1000
3	2021/2/27	18:00	BBホール	1200
4	2021/2/28	18:00	BBホール	1200
5	2021/3/6	18:00	CCアリーナ	4000
6	2021/3/7	18:00	CCアリーナ	4000
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※予定していたツアースケジュールの詳細をそれぞれ記載してください。

※令和3年1月7日以降に
緊急事態措置区域とされた
都道府県において開催予定
だった公演の合計収入予定
額と緊急事態措置区域外で
開催予定だった公演の合計
収入予定額をそれぞれ入力
してください。

④その他

事前着手届出

申請時に「事前着手のための届出書」を提示することで、交付決定日より前に発注した経費についても、補助対象経費として認められる場合があります。なお、事前着手届出を提出する場合は、対応する発注書も併せて提出する必要があります。

記入例（1回公演用）

事前着手のための届出書（1回公演版）		
※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。 （事前着手届出様式）		
申請者記載不要 申請番号		
令和2年 5月 27日		
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて		
申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 代表取締役 申請者 		
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、事前着手の届出を行います。		
1. 事前着手となる費用を含む申請公演の説明		
公演名	会場名	公演日時
●●Live	〇〇シアター	2020年8月1日
2. 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先 別紙に記載のとおり		
3. 事業の実施にあたり、事前着手となる費用を補助対象経費とすることが真にやむを得ないと判断される特段の事由の説明 (例) ・〇か月前に〇〇シアターの会場費の一部を支払う必要があるため ・権利使用料は単価単位での契約であり、契約締結時にミニマムギャランティーを支払う必要があるため ・舞台制作に〇か月を要するため		

記入例（同一会場複数回公演用）

事前着手のための届出書（複数公演版）		
※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。 （事前着手届出様式）		
申請者記載不要 申請番号		
令和2年 5月 27日		
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて		
申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 代表取締役 申請者 		
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、事前着手の届出を行います。		
1. 事前着手となる費用を含む申請公演の説明		
公演名	会場名	公演期間
●●Live	〇〇シアター	2020年8月1日～ 2020年8月5日
2. 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先 別紙に記載のとおり		
3. 事業の実施にあたり、事前着手となる費用を補助対象経費とすることが真にやむを得ないと判断される特段の事由の説明 (例) ・〇か月前に〇〇シアターの会場費の一部を支払う必要があるため ・権利使用料は単価単位での契約であり、契約締結時にミニマムギャランティーを支払う必要があるため ・舞台制作に〇か月を要するため		

記入例（別紙明細）

別紙 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先

#	発注日	発注先	費目	金額
1	2019年11月28日	〇〇シアター	会場費	¥ 500,000
2	2019年12月24日	△△クリエイティブ	権利使用料	¥ 100,000
3	2020年2月11日	A社	衣装費	¥ 300,000
4	2020年3月9日	B社	美術費	¥ 150,000
5	xx年xx月xx日			
6	xx年xx月xx日			
7	xx年xx月xx日			
8	xx年xx月xx日			
9	xx年xx月xx日			
10	xx年xx月xx日			
11	xx年xx月xx日			
12	xx年xx月xx日			
13	xx年xx月xx日			
14	xx年xx月xx日			
15	xx年xx月xx日			
16	xx年xx月xx日			
17	xx年xx月xx日			
18	xx年xx月xx日			
19	xx年xx月xx日			
20	xx年xx月xx日			



別紙明細の発注日、発注先、金額は、発注書の内容と合わせて記載してください。

※賃料、権利使用料、水道光熱費などで、長期契約を結び特に毎回発注しないような経費に関しては、毎回発注しない旨が記載されている契約書の写しを提出することによって、事前着手のための届出書の提出対象から除外できるものとします。又、その場合は、支出報告書に発注日（及び請求日）の記載も必要ないものとします。

42 申請

④その他（該当者のみ）

申請資格保有合意書

延期・中止した公演が共同出資（製作委員会を含む）によるものである場合には、下記資料の提出が必要となります。

記入例（1公演用）

J-LODive補助金 申請資格保有合意書（1公演用）			
■延期・中止公演（以下「本延期・中止公演」）情報			
公演名 ○○Live	会場名 ●●シター	公演日 2020年3月1日	
■共同出資事業者一覧 本延期・中止公演について、以下のリストに記載されている事業者及び出資比率で開催する予定であったことを確認します。 ※出資比率が決まっていなかった場合は、出資比率欄は記入せず、本書下部の「出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由欄をご記入ください。			
#	事業者名	出資比率	
1	株式会社○○○○	80%	
2	▲▲株式会社	10%	
3	●●株式会社	10%	
4		xx%	
5		xx%	
■申請資格保有事業者 本延期・中止公演について、以下の事業者が本補助金の申請資格を得ることに合意します。			
事業者名	株式会社○○○○		
■申請資格に関する合意の経緯及び理由 当該公演にかかる費用の過半数を株式会社○○○○が負担していたため、株式会社○○○○が申請資格を得ることに合意します。			
■出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由 ※出資比率が未決定であった場合のみ記入			
N/A			
■合意署名 ・本書記載の合意事項は、本延期・中止公演の全開催者で合意したものであることを表明し、保証します。これに対する事実が別途上段記載にて、本補助金の成約済みの旨合意がなされたと理解し、アリコト一切の異議を述べません。 ・本合意事項につき万一一封争が生じた場合には、関係者間で解決するものとし、本補助金事務局に一切の迷惑をかけません。 ・本合意事項につき、第三者から本補助金事務局に異議がたいた場合には、本補助金事務局の調査に協力します。			
事業者名 株式会社○○○○	代表者名 ▲▲株式会社	申請 太郎	サイン サイン 太郎
事業者名 ●●株式会社	代表者名	山田 次郎	サイン 山田 次郎
事業者名	代表者名	田中 次子	サイン 田中 次子
事業者名	代表者名	サイン	サイン
事業者名	代表者名	サイン	サイン

記入例（複数公演用）

J-LODive補助金 申請資格保有合意書（複数公演用）				
※申請者記入欄				
申請者名	株式会社○○○○			
申請回数	4			
合意事項				
■延期・中止公演（以下「本延期・中止公演」）情報				
公演名 ○○Live	会場名 ●●シター	回数 10回	公演初日 2020/3/1	公演最終日 2020/9/10
■共同出資事業者一覧 本延期・中止公演について、以下のリストに記載されている事業者及び出資比率で開催する予定であったことを確認します。 ※出資比率が決まっていなかった場合は、出資比率欄は記入せず、本書下部の「出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由欄をご記入ください。				
#	事業者名	出資比率		
1	株式会社○○○○	60%		
2	▲▲株式会社	30%		
3	●●株式会社	10%		
4				
5				
■申請資格保有事業者 本延期・中止公演について、以下の通り、事業者間で本補助金の申請資格を分配することに合意します。				
#	事業者名	申請資格数		
1	株式会社○○○○	6		
2	▲▲株式会社	3		
3	●●株式会社	1		
4				
5				
■申請資格に関する合意の経緯及び理由 全10回の公演を出資比率に基づき分配することで合意します。				
■出資比率が未決定で外れ理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由 ※出資比率が未決定であった場合のみ記入				
N/A				
■合意署名 ・本書記載の合意事項は、本延期・中止公演の全開催者で合意したものであることを表明し、保証します。これに対する事実が別途上段記載にて、本補助金の成約済みの旨合意がなされたと理解し、アリコト一切の異議を述べません。 ・本合意事項につき万一一封争が生じた場合には、関係者間で解決するものとし、本補助金事務局に一切の迷惑をかけません。 ・本合意事項につき、第三者から本補助金事務局に異議がたいた場合には、本補助金事務局の調査に協力します。				
事業者名 株式会社○○○○	代表者名 ▲▲株式会社	申請 太郎	サイン サイン 太郎	
事業者名 ●●株式会社	代表者名	山田 次郎	サイン 山田 次郎	
事業者名	代表者名	田中 次子	サイン 田中 次子	
事業者名	代表者名	サイン	サイン	
事業者名	代表者名	サイン	サイン	

代表者名およびサインは、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名およびサインで足ります。

④その他（該当者のみ）

動画配信関係理由書

やむを得ない事情により1年間の配信ができない場合には、理由書および公演の映像の配信期間の制限があることが確認できる契約書を提出してください。（契約書が外国語の場合は、関係する条項の日本語訳も提出ください。）

記入例（1公演用）

動画配信期間短縮のための理由書(1公演版)								
令和 2 年 5 月 27 日								
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて								
申請者 住所 東京都中央区築地 4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 代表取締役 申請太郎 								
令和 2 年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、所定の動画配信期間（原則 1 年間）を確保できない理由を届け出る。								
1. 申請公演の説明（必須） <table border="1"> <thead> <tr> <th>公演名</th> <th>会場名</th> <th>公演日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●●Live</td> <td>〇〇シアター</td> <td>2020 年 8 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table>			公演名	会場名	公演日時	●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日
公演名	会場名	公演日時						
●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日						
2. 所定の動画配信期間（原則 1 年間）を確保できない理由（必須） 配信動画について、所定の配信期間を確保できない理由は以下のとおりである。 実施するミュージカルの演目について現在海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約は 2021 年 3 月末までであるため、2021 年 4 月以降は収録映像の配信権利がなく、また、来年度以降の契約更新が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。								

記入例（複数公演用）

動画配信期間短縮のための理由書(複数公演版)											
令和 2 年 5 月 27 日											
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて											
申請者 住所 東京都中央区築地 4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 代表取締役 申請太郎 											
令和 2 年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、所定の動画配信期間（原則 1 年間）を確保できない理由を届け出る。											
1. 申請公演の説明（必須） <table border="1"> <thead> <tr> <th>公演名</th> <th>会場名</th> <th>公演期間</th> <th>公演回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●●Live</td> <td>〇〇シアター</td> <td>2020 年 8 月 1 日～ 2020 年 8 月 5 日</td> <td>5 回</td> </tr> </tbody> </table>				公演名	会場名	公演期間	公演回数	●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日～ 2020 年 8 月 5 日	5 回
公演名	会場名	公演期間	公演回数								
●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日～ 2020 年 8 月 5 日	5 回								
2. 所定の動画配信期間（原則 1 年間）を確保できない理由（必須） 配信動画について、所定の配信期間を確保できない理由は以下のとおりである。 実施するミュージカルの演目について現在海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約は 2021 年 3 月末までであるため、2021 年 4 月以降は収録映像の配信権利がなく、また、来年度以降の契約更新が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。											

44 審査

申請案件は、外部審査委員会により、申請された事業が要件を満たしているか、および以下の審査事項を勘案して総合的に審査されます。

動画の制作・配信

動画のプロモーション力

- 動画の長さ、収録映像の割合
- 配信期間の長さ
- 言語数
- 主要な出演予定者など実演家の登場

動画展開の戦略性

- 分野の性質に適した作りこみ
- 映像制作としての質の高さ
- 制作した動画を活用したプロモーション戦略
- 自社やアーティストの中長期的なプランディングにどう役立てる

×

費用の合理性

適切な費目の計上

- 補助対象経費の費目の合理性
- 補助対象外経費との適切な切り分け

各費目の予算の合理性

- 相場に照らして合理的な単価、工数等

事業内容との整合性

- 事業内容と支出計画の整合性

審査委員会について

この補助金では、事務局が委嘱する「外部審査委員会」が「採択」「不採択」を決定しています。
なお、外部審査委員会に関する以下の事項は開示しません。

- 審査委員会の開催日程
- 審査委員会の議事録
- 審査委員の名前、所属、連絡先等

採択後、交付決定がされると、（様式 14）補助金交付決定通知書が発行されます。

(様式 14) 補助金交付決定通知書			
Zxxxxxxxxx 令和 3年 3月 12日			
株式会社○○○○ 代表取締役 申請太郎 様			
特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 松谷孝征			
コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）交付決定通知書			
令和 3年 2月 26日付で申請がありました。コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金について、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。			
記			
1. 補助金交付の対象となる事業の内容は、令和 3年 2月 26日付けで申請がありましたコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。			
事業の名称	●●●●		
事業の目的 及び内容	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
事業開始日	令和 3年 3月 12日	事業完了日	令和 3年 5月 11日
ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。			
2. 間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。			
	間接補助事業全体に要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円
ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。			
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。			
4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助			

46 採択・交付決定

申請を取り下げる場合は、交付決定の通知を受領した日から 10 日以内に、（様式 15）補助金交付申請取下げ届出書を提出ください。

10 日を過ぎた場合は取り下げできませんので、（様式 15）補助金交付申請取下げ届出書ではなく、間接補助事業事故報告書（様式 17）を提出ください。

(様式 15) 補助金交付申請取下げ書

ZXXXXXXX
令和 3年 3月 15日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
氏名 株式会社○○○○
代表取締役 申請太郎 

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）
交付申請取下げ届出書

令和 3 年 3 月 12 日付け ZXXXXXXX をもって交付の決定があつた上記補助金について、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第 7 条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

2. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金額

	間接補助事業全体に要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円

(備考) 用紙の大きさは、日本国基規格A4列4番とすること

交付決定後、以下のいずれかの場合は、（様式 17）間接補助事業事故報告書を提出ください。

- ①交付決定後 10 日を過ぎて取り下げる
- ②要件を満たしている PR 動画の配信ができない

（様式 17）間接補助事業事故報告書

Zxxxxxx
令和 3年 3月 15日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
氏名 株式会社○○○○
代表取締役 申請太郎 

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）事故報告書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第1.1条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

2. 事故に係る金額
5,000,000円

3. 事故に対して採った措置
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定
なし

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4判とするこ

48 確定検査

確定検査は、システムにて下記の書類および成果物の提出が必要です。

すべての書類には日付の記載が必要です。

交付決定日以降に発注され、事業完了日までに支払った費用であることを確認します。

確定検査は、下記の書類をもとにシステムで実施します。原則、対面での実施はいたしません。

実績報告書

実施した事業の結果を
システムに入力して
ください。

支出報告書

指定フォームに、支払先
ごと請求書ごとに、費用
種別・主な経費内容・支
払額等を記載ください。

証憑類

支出計画書に対応
した支払い証明を
支払先・費目ごと
に整理して提出く
ださい。

申請時に添付しな
かった「動画の制
作・配信に関する
費用」の請求書を
提出ください。

動画配信 URL

制作配信した
PR 動画の URL を
システムに入力
してください。

その他書類（該当者のみ）

償却資産台
帳および固
定資産税の
支払い証明
書等

直近年度の
決算書類
(損益計算
書)

**支払い証明は、支払いを実施したことが確実に
わかる証憑類をご提出ください。**

(銀行の振込明細、領収書、通帳のコピー等)

❗ 銀行等が発行する支払い予定書では確実に支
払いが行われたか確認ができません。

❗ 申請事業者以外の支払い証憑は認められません。

支出報告書に下記の通り記載し、提出ください。

指定フォームに、請求書ごとに下記を記載してください

(入力欄を増やすために行を挿入する際は、プレダウンおよび式も併せてコピーしてください)

- ・支払先名
 - ・費用種別（フルダウン）
 - ・主な経費内容
 - ・支払方法（フルダウン）
 - ・支払額
 - ・補助対象外費用
 - ・補助対象外となる理由
 - ・発注日
 - ・請求日
 - ・支払日

※発注日が記載されていない場合、対象外となります。

※複数回公演用を利用する場合、同ファイル内別シート「複数公演管理台帳」についても必ずご記入ください。

50 確定検査

特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、複数の申請について動画を制作・配信したとする場合、以下の通り、関連する案件番号のリストを提出ください。

※同一 PR 動画を複数の案件に使用している場合は、補助金特設ウェブサイトより「関連案件管理シート」をダウンロードのうえ、該当する案件番号を記載頂き、実績報告画面に添付してください。

事業者名	株式会社○○○○○
事業名	○○○○○における○○○○○
案件番号	Lxxxxx

1. 当案件のプロモーション動画を他の採択案件にも適用している場合、該当する案件番号を記載下さい。

No	案件番号
1	Lxxxxx
2	Lxxxxx
3	Lxxxxx

支払は銀行振込を原則とし、その事実を証明できる証憑類（銀行振込受領書や通帳等）を保管・整理してください。また、現金・クレジットカード・小切手または手形で支払う場合にも、支払の事実を証明する資料を保管・整理してください。

この補助金では、支払自体が適切な手段で確実に行われたことを記録するため、銀行振込を原則としています。

銀行振込の場合

通帳の場合

通帳の表紙および該当頁を pdf で添付ください。



ATM 等での送金手続の場合

銀行振込受領書や ATM から発行される送金レシート等を保管ください。

※口座からの振込であれば左記記載の通帳の基準に準じてください。



通帳がないオンラインバンキング等の場合

通帳がないオンライン専用口座等の場合は、当該経費の部分を pdf で添付ください。月次送金等で帳票が数枚に及ぶ場合は、表紙と該当頁を抽出して整理して下さい。

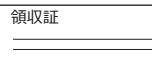
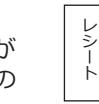


現金の場合

領収証かレシートを証憑としてください。

宛名が事業者と異なっていたり、記載された品名が補助を受ける経費と異なるものは支払できませんのでご注意ください。

高額等、現金支払として不自然なものには追加で証憑を求める。



クレジットカードの場合（領収証がない場合）

オンライン決済や一部のサービス等、クレジットカードを使用した際に領収証等が発行されない場合は、クレジットカード会社が発行する利用明細（請求明細）の該当部分を証憑として整理してください。

※クレジットカードを使用した場合でも、領収証やレシートがある場合は、左記記載の「現金の場合」の領収証・レシートの基準に準じてください。



小切手または支払手形の場合

振り出した証明ではなく、支払った証明が必要です

つまり手形の場合は、支払期日に当座から引き落とされた証明が必要であり、小切手の場合は、支払先が現金化し当座から引き落とされた証明が必要です。

回し手形は認められません

つまり、手形の場合は、事業者自身が振り出した手形のみ有効です。



**手形の支払期日（満期日）が
事業完了日前でなければなら
ないので十分ご注意ください。**

52 注意事項

事業の実施内容が、事業計画（計画変更された内容を含む）と著しく異なる場合、確定検査時に外部審査委員会の審査によって補助金が減額されることがあります。

**以下の場合はその事業者が補助金の支払いを受けた後であっても交付決定が取り消されます。
また、同事業者は今後同様の補助金の申請が出来なくなります。**

- ①事業者が、法令または交付規程に基づく事務局の処分もしくは指示に違反した場合。
- ②事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
- ③事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- ④事業者が、「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」に基づく誓約事項に違反した場合。

! すでに補助金を受け取っている事業が、これらの理由で交付決定を取り消された場合、事務局が定める納付期限までに補助金を返還いただきます。
この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。

補助金の支払いを受けた後であっても、会計検査院等により対象外費用と判断された場合、該当する費用を返還いただくことがあります。

! この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。

補助を受けた事業は公表されます

①経済産業省が運用する「gbizINFO」で、補助を受けた事実が公表されます。詳しくは、下記URLをご参照ください。

<https://info.gbiz.go.jp/>

②事業の成果は、政府資料、事務局のWEBサイト等で公開する場合があります。なお、公開する内容は事務局から事前確認します。

効果測定にご協力いただきます

補助金の効果測定および国の政策に関する情報収集のため、事務局が求める場合には、動画配信の状況(PV数、展開先の国・地域、メディアの活用状況等)等に関するアンケートやヒアリングに協力いただく必要があります。

書類は5年間保管してください

補助金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類および領収書等の証拠書類等を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管する必要があります。また、プロモーション動画および感染予防対策の証憑となる動画についても、DVDやUSB等で5年間保管する必要があります。

 J-LODlive (キャンセル料支援) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

補助金公募要項

発行

